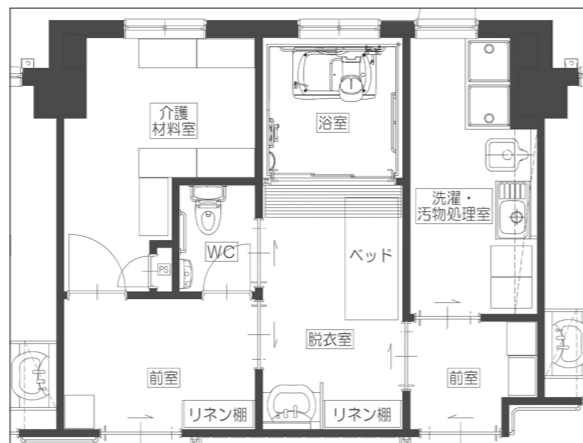


すなやま・けんいち

株式会社ゆう建築設計代表取締役。建築設計と企画を一体的に行う「建築企画」のバイオニア。関西を中心に80を超える医療・介護施設の設計を手がけ、近年では医療法人等を対象とした高齢者住宅事業のセミナーを各地で展開している。1972年、SANT-LUC DE TOURNAI 建築学校(ベルギー)留学。75年、京都大学工学部建築系学科修士課程修了。81年、ゆう建築設計設立。著書に、「医療・介護・建築関係者のための高齢者の住まい事業企画の手引き」(学芸出版社)等  
http://www.eusekai.co.jp/  
E-mail:sunayama@eusekai.co.jp

図 B特養の脱衣室まわり



多様化する特養 建築から新たな可能性を探る

# 軽視できない浴室周辺の設計調査で 顕れた入浴の流れと安全性

砂山憲一 株式会社ゆう建築設計代表取締役

モノ



前回まで2回にわたり、ユニット型特養の浴室を検討してきました。今回は、浴室に付属する脱衣室について説明します。

脱衣室は入浴前後の脱衣、着衣という割合単純な機能の部屋です。しかし、私どもでは十分注意を払って設計しなければいけない部屋と位置付けています。

それは次の2つの理由からです。  
①施設によって、入浴や入浴前後の流れ・介助の方式が違い、その違いによって設計内容も変わってくる。

②日常生活における事故が脱衣室で多く発生しており、その原因に建築や家具が関係している場合があること。

## 入浴の流れは施設によって違う

表1は最近設計した2つの特養で、特別浴室への入浴の流れをヒアリングした結果です。

このヒアリングから、A特養では特別浴室の利用者に車いす・ストレッチャーの両方を想定し、B特養はストレッチャー利用者が多いことがわかります。

つまり、A特養はユニット内の個浴が介護用ユニットバスであり、

要介護度が上がると特別浴室の利用を想定しています。一方B特養は、ユニット内の個浴に機械浴(酒井医療・パンジー)を設置し、要介護度が上がってもユニットでできるだけ入浴していただく想定です。特浴はストレッチャーの必要な人のみになっています。

## 浴室の使い方が 脱衣室の形を決める

基本的にユニット型特養の入浴は、ユニットにある浴室も、施設全体で利用する特別浴室も1人で使用します。したがって脱衣室の大きさを決めるのは、人数ではなく、着替え介助の方法によります。つまりどのように利用者を脱衣室へお連れし、どのように着替え用のベッド・ベンチを使われるかを考えるのです。

先ほどのヒアリング結果から設計したユニット個浴の脱衣室を例にとりますと、要介護度の高い人が使われるB特養のほうが、A特養の脱衣室よりだいぶ広くなっています。

脱衣室の機能と関係しているのは、その特養の洗濯システムです。私どもが設計した特養の多くは、

表1 居室から特浴入浴までの動き

	A特養	B特養
動線	特別浴室・脱衣室の動作の流れ	特別浴室・脱衣室の動作の流れ
療養室 →脱衣室	<input type="checkbox"/> スタッフが着替えを持ち、車いすまたは大型車いす(座位を保てない入居者様)で移動。	<input type="checkbox"/> 移動用車いすまたはストレッチャーで各部屋からきて、脱衣室へ移動。 <input type="checkbox"/> 着替えはその際に一緒に持つてくる。
脱衣室	<input type="checkbox"/> ベッドへ移乗し(または車いすで)、服を脱ぐ。シャワーチェアへ移乗。 <input type="checkbox"/> 着替えと脱いだ服は脱衣かご(2段式)へ入れる。着替えは上段、脱いだ服は下段に置く。 <input type="checkbox"/> バスタオル(リース)は清潔リネン庫または脱衣室に置く(1人に使う量は5~6枚)。 <input type="checkbox"/> 洗面は職員の利用を想定。	<input type="checkbox"/> 車いすまたはストレッチャーで着替え、脱いだ服が脱衣かごに入れる。 <input type="checkbox"/> 脱衣後、浴室用ストレッチャーに移乗。 <input type="checkbox"/> タオルはバスタオル4枚と、洗い用、陰部用、フェイスタオルと1人計7枚必要。その清潔なタオルを脱衣室内のタオル用棚に収納しておく。 <input type="checkbox"/> 使用後は隣の業務用洗濯室へ運び、洗濯する。 <input type="checkbox"/> 洗面は職員と飲料のみの利用。
浴室	<input type="checkbox"/> シャワーチェアに座れる人は、洗面台の前へ移動し、シャワーを浴び、入浴する。 <input type="checkbox"/> 体が硬直している人は、浴室用ストレッチャーで移動し、その上で洗体。 <input type="checkbox"/> 入浴後、ストレッチャー上で体を拭き脱衣室へ移動する。 <input type="checkbox"/> 介助スタッフは1~2人。	<input type="checkbox"/> シャワーチェアは使用せず、浴室用ストレッチャーでシャワーを浴び、体を洗う。 <input type="checkbox"/> 利用は1人ずつで介助者は2人なので、浴槽担架は片袖タイプとする。 <input type="checkbox"/> 介助スタッフは2人。
脱衣室	<input type="checkbox"/> ストレッチャーからベッドへ移乗し、再度体を拭き、服を着て車いすへ移乗する(またはシャワーチェアで身体を拭き、服を着て車いすへ移乗する)。 <input type="checkbox"/> 髪の毛は浴室(寒い時)または療養室で乾かす。 <input type="checkbox"/> 脱いだ服はユニットの洗濯室へ運ぶ。	<input type="checkbox"/> 入浴後、入口で利用者をストレッチャーからベッドへ移動させる。 <input type="checkbox"/> 利用者の髪を乾かすのはここで行うかもしれない。体を拭いた後はまた移動用車いすまたはストレッチャーで各部屋へ戻る。
脱衣室 →療養室	<input type="checkbox"/> 部屋で待つ次の入浴者を迎えるに行く。	<input type="checkbox"/> 部屋で待つ次の入浴者を迎えるに行く。

① ワーチェアへの移乗の際にはやはり事故が起きやすいので、転倒時の骨折防止には二重床が効果的です。  
② 床マット  
脱衣室と浴室の間の水切りマットの形状も事故に大きく関係しています。また滑りにくい床材を選んで、滑り止めのマット類を置かなくて済むような工夫が必要です。  
③ 段差  
微妙な段差でもつまずきの原因となります。

## ④ 家具

脱衣室の機能に合わせてつくられた家具はなく、着替える際に横たわる家具としてベッドやベンチが代用されます。しかし、いずれも体位を変えるのに十分な広さ、介護のしやすさを満足する幅、濡れても良く乾きが早い気持ちの良い材質という条件を満たしているとは言えません。ベンチが動いて転倒した事故も、適切な家具を選んでいけば防げたはず。

表2 脱衣室での事故例

場面	事故内容	普段の介助	事故の経緯・施設見解	傷害の程度	原因	法定責任(可能性)	検討ポイント
脱衣室	入浴前 移動時転倒	独歩 移動時移乗自立	独歩高齢者、移動・移乗は自立。入居者が先に浴室へスタッフが脱衣室に到着したときには転倒していた。床が濡れていて滑って転んだと本人談。	頭部打撲 頭部擦過傷	身体機能低下 脱衣室 床機能	予見可能性あり 安全配慮義務違反	ケアプラン見直し 入居者移動訓練 床機能の見直し
	入浴前 着脱時転倒	自走車いす 着脱自立	自走車いす高齢者、着脱介助は自立(ケアプラン見守り)。スタッフは、入浴準備のために浴室にいた。脱衣立ち上がり時に、床マットに足をとられ転倒。	大腿骨骨折	身体機能低下	予見可能性あり 安全配慮義務違反	ケアプラン見直し 床機能の見直し (転倒の原因、床硬さ)
	入浴後 移動時転倒	独歩 移動時助	独歩高齢者。稀にふらつきがあるため付き添い介助。入浴後の移動はスタッフが隣に付き添っていた。浴室と脱衣室の段差で頭を、スタッフが支えきれず転倒。	顔面打撲 上腕骨折 足爪剥離	身体機能低下 介助のミス 浴室・脱衣室段差	安全配慮義務違反 業務上過失傷害	ケアプラン見直し スタッフ教育(移動介助手順) 入り口ドア・段差の見直し
	入浴後 移動時転倒	自走車いす 移乗自立	自走車いす高齢者、移乗・移動は自立。入浴後、スタッフが浴室の片づけをしていた。着脱ベンチに座ろうと手をかけたが、ベンチが動き一緒に転倒。	上腕骨折	着脱ベンチ機能	予見可能性あり 安全配慮義務違反	着脱ベンチの機能見直し 床機能の見直し(床硬さなど)
入浴後 ぶつけ事故	介助車いす 移動全介助	介助車いす高齢者、移動・移乗は介助が必要。入浴直後、スタッフが脱衣室を移動介助中。車いすから手が出ていることに気づかず、脱衣室棚に肘を接触。	打撲 表皮剥離 (数針縫う)	介助のミス	安全配慮義務違反 業務上過失傷害	スタッフ教育(移動介助手順) 脱衣室棚の位置・機能見直し	

(作成：濱田孝一氏、谷田寿美氏)

## 脱衣室の事故は防げるか

表2は脱衣室で起こった事故で建築と関係しているものです。

施設内における事故の防止はやはりケアプランや介助方法によることが多いのですが、建築・設備・家具などでも最善の方法をとらなければいけません。この事故例から建築で気をつけなければいけないことがはつきりします。

### ① 床仕上げ

濡れても滑らない床材。一般に塩ビ系床材ですが、車いす・シャ